官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○キルギス共和国内閣に対する贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件（外務一八五）　一
○カザフスタン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八六）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八七）　三
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同一八八）　三
○ジンバブエ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とジンバブエ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八九）　三
○スーダン共和国におけるリバーナイル州における脆弱な農家のための食料生産能力向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件（同一九〇）　三
○サントメ・プリンシペ民主共和国における選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同一九一）　三
○保安林の指定をする件（農林水産七二九～七三二）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同七三三）　四
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収入額等を定める件（同七三四）　四
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件（同七三五）　四
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の廃止をした件（観光庁六、七）　四
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき、徳島飛行場に係る第一種区域について、指定の解除をした件（防衛一四六）　四
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　東京都　岐阜県　静岡市　四
〔叙位・叙勲〕　四
〔皇室事項〕　四
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配八五）
〔公　告〕
諸事項
裁判所　五
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
会社その他　六～二六七

その他告示

○外務省告示第百八十五号

令和七年十二月十二日にビシュケクで、キルギス共和国内閣に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和八年三月二十六日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三億千九百万円
3　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日
4　署名者
日本側　平野隆一在キルギス大使
キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和八年五月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百八十六号

令和七年八月二十五日にアスタナで、カザフスタン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がカザフスタン共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和八年一月十六日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億八千七百万円
3　署名者
日本側　岩屋毅外務大臣
カザフスタン側　ムラト・ヌルトレウ副首相兼外務大臣

令和八年五月二十七日

外務大臣　茂木　敏充